

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 住民として、みんなで参加しよう

【SDGsのゴール】



(Ⅰ) 地域活動参加のきっかけづくり

(現状と課題)

高齢者、要介護認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人が増加し、1世帯当たりの人数が減っている中、地域の中での孤立が懸念され、身近な地域における支え合い体制の充実が求められています。一方で、本市の自治会への加入率が低下し、地域のつながりの希薄化が懸念され、地域の行事運営の体制が弱体化しています。

(施策の方向)

本市は陸地部と島しょ部に分かれており、それぞれ地域の特性があり、抱える課題や福祉ニーズも多様ですが、自分たちの地域特性を踏まえ、地域独自の課題に対する共通認識を持った住民主体の活動は、大変重要です。住民一人ひとりが、地域活動へ関心を持ち、より多くの方が地域活動に参加するきっかけとなるよう、自治会を中心とした地域コミュニティづくりを積極的に展開するよう支援します。

市の主な取組

自治会活動への参加促進	自治会活動の情報提供を行い、自治会活動への参加・協力の啓発に取り組みます。また、自治会に関する問い合わせや自治会加入等に関する問い合わせへの対応を行います。
-------------	--

■自治会の加入に関する協定

締結先	協定の内容
①今治市連合自治会 ②公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 ③公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治地区連絡協議会	自治会加入促進に関し、お互いに連携して取り組むこととし、県宅建協会・今治地区連絡協議会は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し自治会等への加入を勧める協力を行う。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○地域のことを考えるきっかけづくり

- ・福祉センターまつり等のイベントを通して、福祉の啓発をすすめていきます。
- ・サロンや老人クラブ等の集まりの場を活用して、地域の現状を伝え、住民自身が地域の問題に関心をもてるきっかけをつくります。
- ・フォーラム・学習会などを開催し、地域について考えるきっかけをつくります。

○若い世代への地域活動の継承と地域貢献の機会

- ・学校や地域団体と協力して、地域の伝統文化や地域活動に触れる取り組みを進めています。

（2）地域の見守り体制づくり

（現状と課題）

普段の隣人や地域との関わりの程度については、「挨拶をする程度」が8割になっています。困ったときに近所に望む手助けについては、「安否確認」「災害時の避難支援」が最も高くなっており、近所付き合いの現実と理想が異なっている状況がうかがえます。

（施策の方向）

本市では、複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。現在行っている市の様々な見守り活動を継続して行うとともに、災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者^{※1}の情報を地域で共有できる仕組みをつくり、平常時から要配慮者に対する見守りや声掛けを行い、地域における要配慮者への支援の活動を充実させます。

※1 要配慮者：災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のことです。
その他の特に配慮を要する人として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定されます。

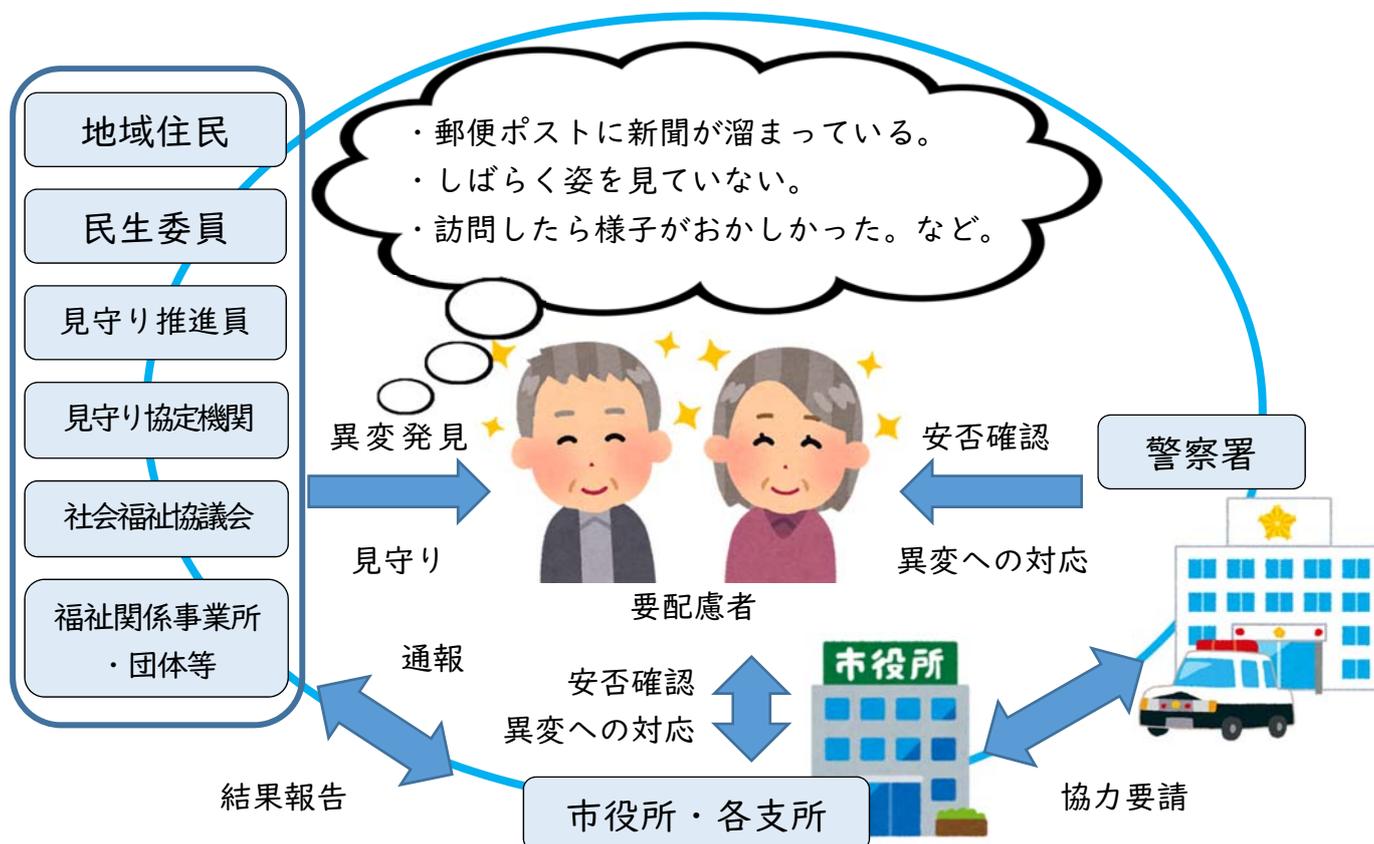
市の取組

情報の共有と提供	地域の見守り活動を活性化させるため、住民の生活課題に関する情報収集と提供を行い、情報の共有や活用方法について、地域に周知し住民や地域への啓発や問題の未然防止に努めます。
見守り体制の強化	地域の見守り活動を推進し、市や住民、協力機関等が連携して要配慮者等を見守る環境（ネットワーク）を構築することで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。
	互助を基本とした見守りサービス充実を図るため、担い手の発掘と地域での組織化支援を行い、サービス提供主体、地域の各種団体、事業所等との日常的な連携を促進します。

■今治市見守りネットワークに関する協定

締結先	協定の内容
①第一環境株式会社 ②日本郵便株式会社今治郵便局 ③越智今治農業協同組合 ④株式会社フジ ⑤布亀株式会社	業務中に、業務に支障のない範囲で、住民に対して、さりげない見守りなどにより安否を確認し、何らかの異変を察知したときは市に状況を連絡する。

【地域の見守体制図】



社会福祉協議会の取組

○見守り・小地域ネットワークの構築

- ・地域内の様々な担い手と多職種をつなぎ、小地域で話し合う場を作ります。
- ・生活のしづらさを抱えた方を支えていけるような見守りネットワークづくりを推進していきます。

(3) 住民同士・住民と地域の支え合いづくり

(現状と課題)

地域では、高齢者のみの世帯や介護が必要な方が増加しています。また、生活困窮など生活のしづらさを抱えて暮らしている世帯も増加しています。

地域での人間関係の希薄化が進み、孤立する世帯や、自治会への加入を負担に思うなどの理由で自治会に加入しない世帯が増加しています。

(施策の方向)

住民同士のつながりをつくり、支え合える関係づくりの一步として、あいさつ等身近な声かけに取り組んできました。しかしながら、身近な地域での関係の希薄化が懸念され、更に身近な地域で支え合える関係づくりに向けて、取り組む必要があります。

市の取組

情報の共有と提供による支え合いの推進と人材の育成	住民同士の支え合い活動の推進に向けて、啓発活動に取り組めます。
	自治会活動の情報提供を行い、自治会活動への参加・協力が進むように啓発に取り組めます。
	支え合いの支援者の育成に取り組めます。

社会福祉協議会の取組

○近隣の助け合い活動

- ・当事者を中心とした隣近所で見守り、支え合えるグループづくりを推進します。
- ・地域の中で気軽に情報共有できる場を作り、住民同士で支え合えるネットワークづくりに取り組みます。
- ・住民からあがってくる個別ニーズに対し、地域から孤立しないよう関係機関と連携し、迅速に対応できる福祉の土壌づくりを推進します。

○生きづらさを抱えるご本人・家族を地域で支える活動

- ・病気や障がいのある人やその家族、近隣の援助者が集える場をつくります。
- ・生きづらさを理解するため学習会などを行い、地域の理解者や支援者を増やします。

(4) 福祉に対する意識の醸成

(現状と課題)

社会経済情勢が変化し、精神的な豊かさを求める傾向が強まっている中において、住民の生涯学習に対するニーズに応じて、講座の実施を進めています。地域福祉に関する学びや参加、体験の機会を充実し、住民・社会福祉協議会・行政が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、地域福祉の取組等を身近なものであることと認識し、広めていく必要があります。

(施策の方向)

地域福祉や地域での支え合いを広く周知し理解を促すために、イベント等や生涯学習の機会を利用し、地域福祉に対する住民の意識醸成を図ります。

また、地域福祉に関する市政出前講座の開催によって、地域福祉へ関心を持ち、地域活動への参加のきっかけとなるよう市政出前講座を充実させます。

市の主な取組

生涯学習を通じた地域福祉への理解と関心を深める	地域の拠点である公民館での活動は地域の福祉向上や活性化につながることから、地域住民が参加して行われる行事や、講座の開催に取り組みます。
福祉教育の推進	小中学校の授業で高齢者や障がい者との交流や追体験を実施して思いやりの心を持つ児童生徒の育成を行います。
地域での行事・イベントでの啓発	地域の老人クラブ会員等と公立保育所・認定こども園の児童の世代間交流を実施します。
	地域と連携を図り、市内全域において「おでかけ児童館」を展開し、児童健全育成プログラムや子育て世代の交流の場の提供等を通じて、児童、子育て世代、地域の関係性を構築し、地域福祉に対する意識の醸成を図ります。
	地域住民イベントにおいて、健康コーナーを設け、各種測定や健康相談、健康指導などを行い健康づくりへの関心を持ってもらう機会をつくります。
出前講座の情報提供	出前講座の周知を行い、参加者を増やします。
出前講座の内容精査	講座の内容を定期的に見直し、時代のニーズにあったテーマや団体の要望、住民が興味をもって参加できる講座を実施します。 (出前講座の例) ・高齢介護課：「よくわかる介護予防」、「介護保険制度について」、「地域で支える認知症」、「高齢者の権利を守る」 ・市民生活課：消費生活講座 ・防災危機管理課：防災の基礎知識や風水害・地震災害への備えについて ・子育て支援課：子育て支援の説明、児童虐待防止対策について ・健康推進課：ライフステージに応じた健康づくり、こころの健康・食生活に関すること等

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○配慮や支援を必要とする方の理解の促進

- ・地域住民や関係団体、専門機関などと連携し、配慮や支援を必要とする方の現状およびニーズ把握をすすめます。
- ・学習会などを通して、配慮や支援を必要とする方と地域住民との接点をつくります。

○外国人や性的マイノリティなど多様な生き方・文化の尊重

- ・関係機関などと連携を図りながら、多文化共生プロジェクトにて外国人のニーズの把握や取組の調査を行います。
- ・社協内部や他機関との研修会を開催し、専門性を高めていきます。
- ・実際に関わることが増えてきている学校や企業などに対する研修を開催し、生活のしづらさや困りごと、思いを知り、対応の方法を考えることのできる機会をつくります。

○家庭・地域・学校と連携した福祉教育の推進

- ・社会福祉協議会の強みを活かし、地域の様々な人や団体などの社会資源と学校をつなぐ役割を担います。
- ・地域と子どもがともに学び、地域への愛着を育むプログラムづくりを行います。
- ・福祉教育に携わる地域のサポーターを増やす活動を促進します。

（5）健康づくり・介護予防の推進

（現状と課題）

高齢者が増えていく中、要介護認定者が増加しています。自立した生活を続けていくため、健康づくりに関する日ごろからの取組が重要です。若い頃から健康に対する意識を持ち、早期に取り組むことで、生活習慣が影響する様々な病気を防ぐことができます。

（施策の方向）

まち全体の活力向上のためには、住民一人ひとりが心身ともに健康に生活していくことが大切です。今治市健康づくり計画『バリッと元気』の推進をはじめ、住民のニーズに応じた健康づくりへの支援の充実に努めます。

また、健康寿命の延伸を目指して、介護予防事業の推進等により住民の健康の維持増進に取り組めます。

市の主な取組

健康づくりの意識啓発	今治市健康づくり計画「バリッと元気」に基づき、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差を考慮した取組（栄養、身体活動・運動、がん・生活習慣病の予防等）を推進します。健康寿命の延伸を図るため、健康関連事業や推進強化月間（週間）に合わせて啓発を積極的に行います。 また、専門職や健康づくりボランティアが事業やイベント等で地域へ出向き健康づくりへの意識啓発を行います。
健康診査・がん検診と保健指導	生活習慣病の発症予防及び重症化予防のために、特定健診等を行ない、対象者に適切な保健指導を行います。また、地域や職域、医療機関等と連携し、受診啓発を行ない受診率の向上を目指します。
介護予防事業の推進	地域住民が主体的に設置した介護予防体操の集いの場に、保健師等専門的知見を有する者を派遣し、介護予防活動の地域展開を図ります。また、住民自主グループの取組を支援し、グループの増加に努めます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○つどいの場、居場所づくり

- ・多世代交流型のサロンや子育てサロンなど、地域のニーズに沿ったサロンを推進します。（健康づくりサロン等の推進）

基本目標2 支え合える地域をつくろう

【SDGsのゴール】



(1) 安全・安心な地域づくり

(現状と課題)

民生委員・児童委員活動の内容が、「相談・指導」から「安否確認のための訪問」に件数が増加傾向にあり、地域社会における住民への支援と見守り活動へと変化してきています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、長引く休校による子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

(施策の方向)

本市では、自治会、民生児童委員協議会や地区民生児童委員協議会の活動を支援しています。複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。

災害や感染症対策、防犯活動や交通安全等への安全・安心な地域づくりを目指し、誰もが地域の中で孤立することなく、身近に暮らしている高齢者や障がい者等の要配慮者の異変や課題に気がつき、民生委員・児童委員や関係機関につなぐなど、早期発見・早期対応ができる見守り体制の構築を進めていきます。

市の主な取組

民生委員・児童委員活動の推進	今治市民生児童委員協議会や地区民生児童委員協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員の活動の活性化を図り、見守り活動の強化を進めます。
防犯・交通安全への取組	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関や地域団体と連携して防犯・見守り活動を推進します。また、LED防犯灯の設置を推進し、夜間の明るさを確保し安全・安心な地域づくりに努めます。
感染症への対策	地域での感染症のまん延を防止するために、地域で徹底した感染症予防対策の取組ができるよう、感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の安全な実施などに努めるとともに地域での支え合いによる感染症まん延防止活動を支援します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○見守り・小地域ネットワークの構築

- ・地域内の様々な担い手と多職種をつなぎ、小地域で話し合う場をつくります。
- ・生活のしづらさを抱えた方を支えていけるような見守りネットワークづくりを推進していきます。

○合理的配慮^{※1}の推進

- ・社会福祉協議会内部や専門職の研修会を開催し、専門性を高めていきます。

（2）地域防災の体制づくり

（現状と課題）

「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域での防災活動に取り組むことが必要です。本市では、防災意識の向上に努めていますが、避難する場所を知らない人がいる現状となっています。また、地区ごとに高齢者や障がい者、小さな子どもがいる家庭などが参加できる防災活動を推進していく必要もあります。

（施策の方向）

市全体の防災意識向上のため、自主防災組織の活動への助成、訓練への助言など防災意識の啓発に取り組みつつ、避難行動要支援者^{※2}に対する配慮を地域で把握できるよう連携連絡体制の強化を進めていきます。

※1 合理的配慮 : 障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

※2 避難行動要支援者 : 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

市の主な取組

自主防災組織の育成	住民の自主防災組織の構築、維持、発展のため、交付金の支給など活動への支援を継続して行い、自主防災組織の充実と活性化を図ります。
地区防災訓練支援	地区防災訓練の実施に対して、それに係る費用の助成や訓練への助言を行うなど、地域防災力の向上を図ります。
指定緊急避難場所と指定避難所の周知	災害が発生した時に適切な避難行動が取れるように、コミュニティラジオを活用し、日ごろから指定緊急避難場所と指定避難所の種類や場所、避難の流れなどを啓発することにより、広く住民に周知をします。
福祉避難所の指定・運営体制づくり	障がい者、高齢者、乳幼児連れの人等、災害時における特別な配慮が必要な人を受け入れるための福祉避難所の指定先を増やすとともに、福祉避難所の開設訓練等を行い、運営体制づくりを支援します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○被災者支援と災害ボランティア活動の体制整備

- ・大規模災害に備え、被災者の支援活動や災害ボランティア活動に関わる団体と連携し、災害支援ネットワーク会議や災害ボランティアセンター運営訓練を行います。
- ・災害ボランティアを育成するための住民向けの講座、啓発活動を行います。
- ・平成30年7月豪雨災害で被災された方々への継続的な支援を行います。

(3) 地域で支え合う仕組みづくり

(現状と課題)

多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、「共助・公助」の連携を強め、みんなで支え合える地域をつくっていく必要があります。

(施策の方向)

地域での支え合いを強化していくためには、本市が有する多様な地域資源の有効な活用方法の検討やNPO、ボランティア等の活動団体への支援が必要です。

また、公的なサービスだけでなく地域の中で高齢者や子育て世帯の困りごとを解決できるように地域の機能強化を図ります。

市の主な取組

地域資源の把握	今治市全域における住民主体の取組及び民間企業、NPO、ボランティア等も含めた幅広い既存の高齢者の生活支援に資する事業の把握、整理を行います。
コミュニティ活動の助成事業	コミュニティ団体等に対し、活動助成を行い、地域のコミュニティ活動を活性化させます。
交通弱者の移動手段の確保	障がい者へタクシー利用助成券を交付し、医療機関等への移動に必要な経費の一部を助成します。 地域の公共交通の活性化に向けた住民・交通事業者・行政との連携を図り、移動しやすい交通環境を整備します。
地域での子育て支援の充実	地域の子育て支援関係者が意見交換や子育て世帯との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点を整備し、子育てしやすい環境づくりを進めます。
ゲートキーパー※1の養成	誰も自殺に追い込まれることのない今治市を目指し、住民や職場、各種団体等に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、ゲートキーパーを養成します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○生活支援サービス等の開発・拡充

- ・高齢者の支え合い活動の担い手を増やします。
- ・地域資源（人・組織・集いの場・民間サービス等）を把握し情報を発信します。
- ・関係者のネットワークや既存の取組、組織と協働しながら人と地域と活動をつなぎます。

○地域福祉活動を支える財源の確保

- ・地域の方にわかりやすく地域課題や寄付の活用を伝えることで応援者を増やし、寄付額増を目指します。
- ・住民の共感を得ながら寄付と地域福祉活動が循環していく形をつくっていきます。
- ・寄付してくださる企業を開拓し増やしていきます。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

(4) 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

災害時、地域での助け合いの重要性が再認識されています。避難行動要支援者の把握をはじめ、災害時の避難行動において何らかの助けを必要とする者や、避難所において一定の配慮を必要とする者に対し、適切な対応ができる基盤の整備を行います。

行政と地域が連携する中で、「避難行動要支援者名簿」の内容更新に努め、地域では、この名簿を活用し、平常時から避難行動要支援者に対する声かけや見守り活動の体制をつくります。

市の取組

要支援者の支援体制づくり	避難行動要支援者名簿を定期的に更新します。
	災害時に避難行動要支援者へ支援が迅速かつ的確に行えるよう、個別計画策定者を増やすとともに、台帳登録者の現状把握に努め、避難支援関係者へ情報提供を行います。

社会福祉協議会の取組

○災害時要配慮者の支援体制づくり

- ・災害時要配慮者の支援に関わる担い手を養成するための講座を行います。
- ・地域の関係団体や福祉事業者などと連携し、災害時要配慮者の支援体制づくりを進める話し合いや地域の防災訓練などへの協力を行います。

基本目標3 地域の環境を整えよう

【SDGsのゴール】



(1) 地域活動推進のための環境づくり

(現状と課題)

地域のつながりの希薄化が進行していることにより、地域福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足、地域活動への関心の低下が問題となっています。高齢者は、これまで培ってきた経験や知識、ネットワークが豊富にありますので、高齢者をこれからの地域福祉を支えるマンパワーとして捉える必要があります。

地域の方が気軽に集まったり、活動する拠点として整備するとともに、拠点の有効的な活用方法について検討する必要があります。

(施策の方向)

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるよう、活動の拠点となる場所の整備・有効活用等により、高齢者や障がいのある人を含め、より多くの人々が地域で活躍できる環境の整備を進めます。きっかけづくり、活動の場の確保に努めていきます。

市の主な取組

高齢者や障がいのある人が活躍できる地域づくり	高齢者の就業機会を確保・提供し、高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターを支援します。
	障害者支援施設等に入所や精神科病院に入院している障がい者に対して、地域生活への移行を支援します。
地域拠点（公民館等）の有効活用	児童館や認定こども園がない地域で親子が安心して過ごせる場所、子育て親子同士で交流や情報交換ができる場所は、地域拠点を有効活用してつくります。
	高齢者から子どもまでが交流することが主な目的の1つとした「三世代交流しめ縄づくり、三世代交流ふれあい事業」などの事業展開を継続します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

- 子どもや若者、障がいのある人の自立・社会参加の支援
 - ・自立生活のサポートをします。
 - 【例】・関係機関と連携し、疾病や障がい、長期にわたるひきこもりの経験等の理由で、就労や社会参加が難しい人たちの自立をサポートしていきます。
 - ・子どもの学習支援や居場所づくりを行う団体への協力に取り組みます。
- 合理的配慮の推進
 - ・教育機関や企業などと連携を図りながら、学校関係者や保護者、企業向けに学びの機会を作り、合理的配慮についての理解を深めていきます。
 - ・障がいのある人が合理的配慮によって社会参加できるきっかけづくりを進めていきます。
 - ・社協内部や専門職の研修会を開催し、専門性を高めていきます。
- 情報発信の工夫と広報の充実
 - ・手に取って頂けるような広報づくりの検討や社協活動の魅力を伝えられるようPR動画などの作成をすすめていきます。
 - ・SNS、携帯アプリなどの新しい媒体の活用をすすめ、福祉に関心を持ちやすい環境を整えていきます。
 - ・知りたい情報に応じて、情報が得られるよう拠点を活用していきます。
 - ・既存の活動の中で情報も一緒に届けられるような方法を検討していきます。

（2）地域福祉を担う人材育成

（現状と課題）

地域福祉を推進していくためには、地域において支え合い、助け合うことが必要です。そのため、住民一人ひとりが、福祉サービスの受け手だけでなく、担い手としての意識を持つとともに、地域福祉を推進する人材を確保・育成する必要があります。高齢化が進行している中、アクティブシニアのような団塊の世代を中心にした、元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手としても期待されています。

（施策の方向）

地域の担い手の確保のために、福祉に関する啓発活動、学校教育の場だけでなく、あらゆる世代を対象とした学習機会の提供や福祉教育の推進に努めます。

また、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげ、元気な高齢者の生きがいづくりとして活躍の場をつくり、地域の潜在的な人材の活用も視野に入れた人材育成の推進を引き続き行います。

市の主な取組

福祉教育の推進	小中学校の授業で、地域の特色ある取組や、課題解決のための重点的な取組を学習し、将来の地域福祉を担う児童生徒の育成を行います。
	障がい児、乳児保育研修及び階層別研修、自主研修並びにキャリアアップ研修等、年間を通じて様々な研修を受講し、福祉人材の育成と資質向上に努めます。
	手話・要約筆記をコミュニケーション手段とする障がい者等の福祉に理解と熱意を有する者に、各種の指導を行うことにより身体障害者奉仕員を養成し、もって社会活動をサポートすることにより聴覚障がい者等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
アクティブシニア等の新しい力の発掘	市内在住の65歳以上の健康な高齢者の介護支援ボランティア活動に対して評価ポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を支給することで、積極的に活躍する高齢者人材を発掘します。
地域子育てサポーターの養成	子育て当事者への情報提供や交流の仲立ちを行ったり、イベント等における託児スタッフとして活動する子育て支援者を養成します。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

- 若い世代への地域活動の継承と地域貢献の機会
 - ・高校生を対象とした地域貢献の場と地域との接点の場づくりを行います。
- 子育てを終えた世代や定年退職者の活躍の場づくり
 - ・特技や趣味をいかして活躍できる人材の発掘と活動のきっかけづくりを行います。
 - 【例】・幅広い世代が地域の担い手として活動できるよう「地域デビュー応援講座」（仮題）を企画・実施し、ともに活動していく担い手の発掘をしていきます。
- ボランティア・市民活動の活性化
 - ・個人・地域の生活・福祉課題に即した担い手養成に関する研修、講座を開催します。

(3) ボランティア・市民活動の充実

(現状と課題)

福祉は、住民一人ひとりが年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を持って、暮らし慣れた地域の中で生活できるよう支援しようとするものです。誰もが地域の中で共に生き、共に支え合いながら、人としての幸せを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育み、本計画が進める共助の行動が求められています。

(施策の方向)

地域活動の推進に向けて、活動を牽引するリーダーの存在が必要です。地域活動の自立のため、地域課題を発見し、地域での議論・活動を主導するリーダー、団体の人材を育成します。

市の取組

ボランティア活動や地域活動のコーディネーターの育成	地域福祉推進のための活動者へ情報提供や活動支援を行います。
	社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーション業務として、多様なボランティアの需給を調整し、希望者の登録と活動の斡旋を行い、ボランティアの需要と供給の循環システムづくりを目指します。
	市民活動基礎講座、市民活動スキルアップ講座など各種リーダー養成講座を開催し、引き続き地域活動を牽引する人材の育成を図ります。

社会福祉協議会の取組

○ボランティア・市民活動の活性化

- ・既存の活動を充実させるために、特定の分野で活躍しているボランティア団体（テーマ型）と特定の地域で活動している団体（地縁型）の接点をつくります。
- ・ボランティア・市民活動の活動者が交流・情報交換する機会を設け、各活動の充実に図ります。

○社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進

- ・企業の社会貢献のサポートをします。

【例】社内研修やボランティア活動とのマッチング等

基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【SDGsのゴール】



(1) 相談支援体制の充実

(現状と課題)

子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的等複合化する課題などを解決できない人がいるという状況がみられます。

(施策の方向)

住民の困りごとが深刻化しないためにも、なるべく早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要です。アンケート結果から、市が優先して取り組むべき施策として「総合的な相談窓口の充実」が最も高くなっています。現在設置している各相談窓口の認知度向上が必要であり、かつ、住民の「どこに相談してよいかわからない」「たらいまわしにされる」という状況を解消する必要があります。住民の困りごとに対応できるように、相談支援体制の充実を図ります。

市の取組

- 「ふくし総合相談窓口」で総合的な相談対応を行い、庁内関係各課及び関係機関等との連携を図る中で必要な支援につなげていきます。
- 地域の身近な相談先である民生委員・児童委員が適切な相談窓口や相談機関を紹介できるよう、情報提供や意見交換の場をつくり、活動を支援します。
- 民生委員・児童委員に対し、情報提供や助言を行うとともに、様々な研修を受けることにより、民生委員・児童委員としての資質向上を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人やその家族の地域での生活を支援する相談支援事業を推進します。
- 心の健康に悩みがある人またはその家族に対して相談を行ない、専門的な助言、指導を与え、必要に応じて適切な支援につなぎ、心の健康づくりを推進します。
- 研修等を通して、相談にあたる職員の相談・支援技術の向上を図ります。

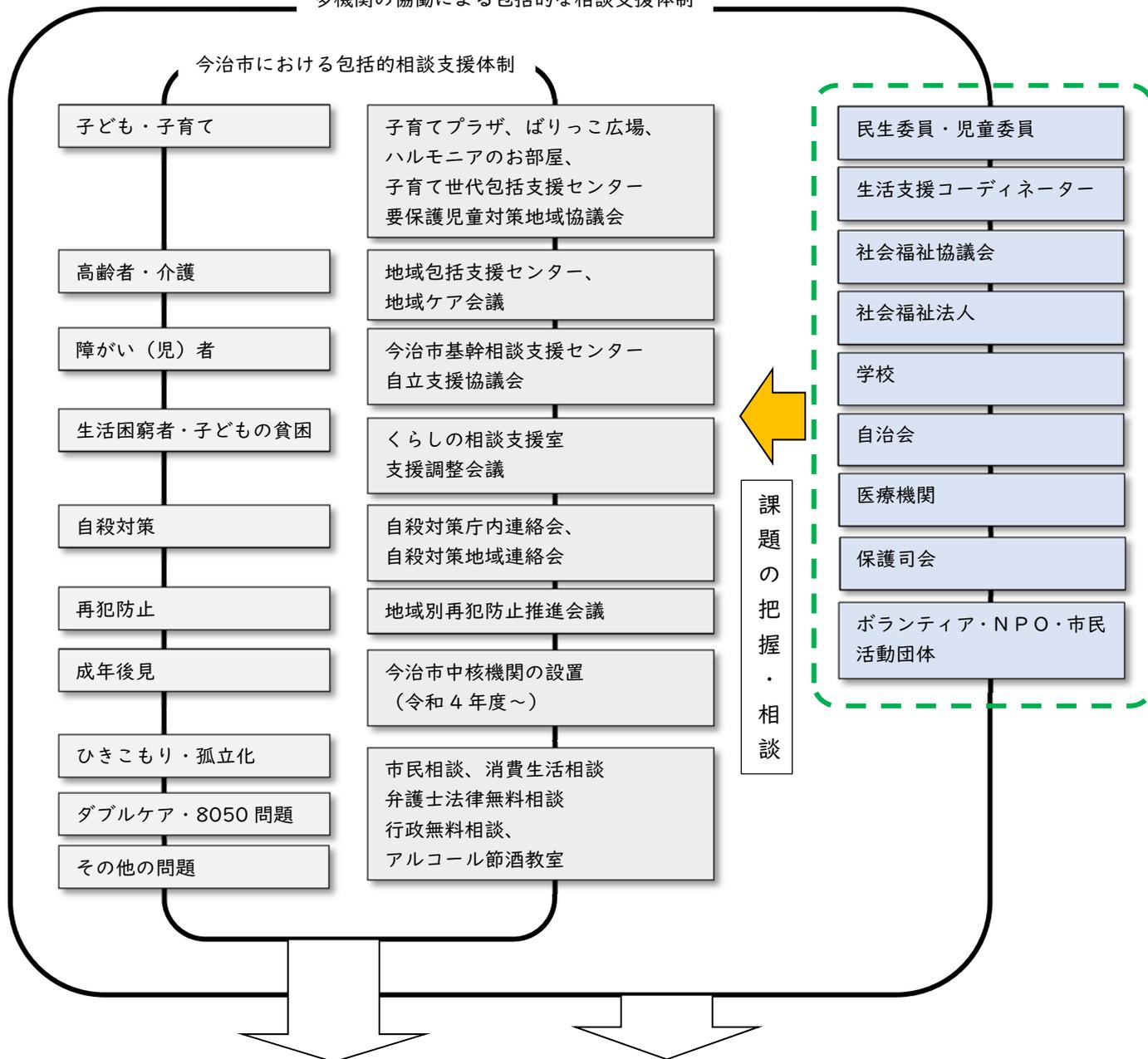
社会福祉協議会の取組

○相談しやすい環境づくり

・生活のあらゆる相談を受け、相談内容に応じて、関係部署や関係機関等につなげます。

今治市の包括的相談支援体制

多機関の協働による包括的な相談支援体制



多様な相談支援体制の構築・見守り体制の強化による地域共生社会の実現

(2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(現状と課題)

子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、困ったときにどこへ相談したら良いかわらず、解決が困難に陥っていることがあります。また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携体制が構築されておらず、適切な支援ができていないケースもあります。

住民が安心して暮らしていくために、福祉サービスを必要とする方に必要な情報を届ける必要があります。

(施策の方向)

地域福祉に関わる様々な分野において法律や制度改正が頻出しており、その内容も複雑化しています。住民の誰もが適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、必要なサービスを受けられるよう総合相談支援体制をはじめ、サービスの利用向上のための仕組みづくりを行うとともに、今後も、福祉サービスの情報を、市ホームページや住民の目にとまり、手にとってもらいやすいパンフレットの作成により情報発信に努めていきます。

また、民生委員・児童委員の活動への支援によって、地域の中で支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図ります。

市の主な取組

情報発信・情報提供の充実	心身の健康づくりに関することや各種制度、相談先などについて情報発信を行います。 年に1度子育て応援ガイドブックを発行し、子育て世帯へ配布します。また、地域子育て支援拠点事業所等において、子育て支援コーディネーターが相談に対応しながら、適切な情報を提供します。 市のホームページ等に情報掲載、各種事業のパンフレットの配布などを行います。
福祉サービスの適切な提供	子育て支援の福祉サービスの提供者へ講習会を開催し、育成に努めます。
民生委員・児童委員の活動への支援	民生委員・児童委員に対する各福祉施策の情報提供や市民見協主催の研修実施、県や県民見協主催の研修へ参加することにより、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。また、民生委員・児童委員からの活動に対する問い合わせや質問に対し、調査・資料収集等により適切に助言を行います。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○相談しやすい環境づくり

- ・他機関と連携しつつ、必要に応じて相談の場づくりや活動の支援に取り組みます。

○情報発信の工夫と広報の充実

- ・情報のバリアフリー化に取り組みます。

【例】関係団体やボランティアグループと協力し、コミュニケーションや情報収集配慮の必要な方への適切な情報提供を行います。

（3）連携の仕組みづくり

（現状と課題）

高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制を整えていくことが重要です。また、生活困窮、自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害など、近年の社会環境の変化に伴い顕在化してきた多様な生活課題への対応のほか、重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の概念を、高齢者だけでなく、障がい者や子ども等の支援にも広げていくことも求められます。

（施策の方向）

各種団体がそれぞれの目的を持ちながら地域で活動する中で、「地域福祉の推進」という同一の目的を達成するためには、個々で活動している組織・団体が連携・協働することが効果的です。

各種団体の活動活性化を支援するとともに、組織・団体間の連携や連絡体制を構築し、地域の課題や情報を共有化することで、地域活動の基盤強化を図ります。

今後は、必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム^{※1}」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、地域の資源を最大限に活かしていくように努めていきます。

※1 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、たとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

市の主な取組

地域包括ケアシステムの構築	できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健医療や介護等のサービスを活用し、日常生活における多様なニーズに応えられる体制を整えます。
地域ケア会議の開催	住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するため、各地域包括支援センターにおいて地域住民や専門職で構成される個別・圏域・地域ケア会議を実施し、地域の多様な社会資源を活用した地域の総合的・重層的なサービスのネットワークの構築を図ります。
地域における公益的な取組の推進	地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、福祉に関する法人が自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行えるように推進していきます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○相談しやすい環境づくり

- ・社協内部及び地域の人や団体、関係機関と協働し、情報共有の体制づくりを進めます。

○社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進

- ・社会福祉法人の「公益的な取り組み」について市内の社会福祉法人や福祉施設等と研修会等を通して方針を共有します。
- ・インフォーマルサービス（制度に基づかない支援）の活用の必要性について関係機関・団体と学ぶ機会を設けます。

○深刻な地域課題に対する手立て

- ・住民の暮らしに直結する深刻な地域課題に対する社会資源の開発をします。
- ・深刻な地域課題に対する仕組みの検討を行い、市への政策提言を行います。

(4) 支援が必要な人への対策

(現状と課題)

全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待や、孤立などの問題は社会問題となっており、地域とのつながりがなく、適切なサービスにつなげることができない事例が多くなっています。貧困層の存在や非正規雇用の増加など、生活困窮にいたるリスクの高い層が増加しています。しかし、生活保護や他の制度の受給対象とならないケースもあり、制度の狭間にある人達への対策が必要となっています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて薬物依存症に対しても対策が求められており、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするための支援体制を構築することが求められています。

(施策の方向)

生活困窮者に関しては、それぞれ異なる複合的な課題を抱えているケースが多く、個別の状況を把握し、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、自立に向けた包括的な支援を行います。

また、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会に復帰するよう支援していきます。

市の主な取組

生活困窮者の把握	民生委員・児童委員協議会（役員会・地区）等関係機関への事業周知徹底を図ります。 庁内各課、社会福祉協議会、ハローワーク、包括支援センター等関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努めます。
生活困窮者への就労支援	自立相談支援事業における就労支援を引き続きハローワーク等との連携により、進めていきます。
ひとり暮らし高齢者への支援	栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認、入退院に際し家族等の支援が受けられない者に入院ヘルパーを派遣、福祉電話の貸与、急病や突発的な事故等緊急時に隣人等へ通報可能な緊急通報装置を貸与するなど、ひとり暮らし高齢者を支援します。
再犯防止施策の推進 (今治市再犯防止推進計画)	○更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰のため、帰住先や修学・就労の調整、立ち直りに必要な指導・相談等の更生保護に携わる今治地区保護司会や今治地区更生保護女性会などの活動を支援するとともに、次世代に活動がつけられるよう、保護司適任者確保等の人材の発掘・育成を支援します。 また、刑事・司法関係機関（松山保護観察所、松山法務少年

	<p>支援センター、コレワーク四国等)や医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉等の支援へ結びつけることで、安定した生活の実現に向け支援します。</p> <p>○社会を明るくする運動等の推進 更生保護に携わる団体、自治会、民生児童委員協議会、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会と共に、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。</p> <p>また、再犯防止啓発月間（7月）等における再犯防止についての広報・啓発を通じて、地域への理解促進に努めます。</p> <p>○薬物乱用防止対策の推進 薬物乱用防止指導員今治保健所地区協議会への参加等を通して、薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携を図ります。</p> <p>また、国・県が行う啓発キャンペーンに合わせ、広報紙への掲載や、FMラジオ放送、公共施設でのポスター掲示などの啓発活動を行っています。</p>
--	---

なお、本項の「再犯防止施策の推進」を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「今治市再犯防止推進計画」として位置付けます。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○ニーズ発見の仕組みづくり

- ・アウトリーチ（地域に出向いていくこと）の姿勢で生活課題を発見し、個別・地域支援に取り組みます。
- ・各団体や人等と連携し、情報共有や支援を基に個人や地域のニーズ把握に取り組みます。

○孤立や複合的な課題を抱える人・家族への寄り添いサポート

- ・総合的な相談窓口体制を確立し、自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・各関係機関と協力し、生活が困窮している方へ必要な物資を届ける仕組みづくりに努めます。
- ・生活困窮者支援プロジェクトで事例を持ちより、地域とのつながりづくりを行います。

(5) 権利擁護活動の推進

(現状と課題)

高齢や障がい等により、判断能力が低下し、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある人たちを社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現に資するものです。しかし、地域で受容できる体制が充分ではありません。

成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていない状況でもあります。

また、これらの人たちは、虐待や悪質な商法等による消費者被害、セルフネグレクト^{※1}等の権利侵害を受けやすく、積極的な権利擁護活動を推進していく必要があります。

(施策の方向)

地域共生社会実現のために、判断能力が低下した方が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度利用促進をはじめとする各種権利擁護支援を行います。

また、虐待等の重大な権利侵害に対しては、行政責任において適切な支援を行うとともに、防止のための周知活動に努めます。

市の主な取組

権利擁護活動の推進	判断能力が低下しても安心して暮らせるまちづくりを目指し、成年後見制度利用促進法に基づく「基本指針」を策定し、成年後見制度にかかる地域連携ネットワークを整備するための中核機関を設置します。
虐待の防止	年1回、子どもの虐待防止講演会を開催し、児童虐待防止に向けて、適切な保護及び支援に努めます。
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等、地域包括支援センターを中心とした周知活動の充実に努めます。
	障がいのある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。

※1 セルフネグレクト：成人が通常の生活を維持するために必要な行為（飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理等）を行う意欲・能力を喪失し、自己の健康・安全を損なうことです。

社会福祉協議会の主な取組（地域福祉活動計画）

○総合的な権利擁護の推進

- ・今治市の設置する中核機関と連携して、権利擁護センターの機能を充実させます。
- ・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及啓発を行い、相談を受けます。
- ・判断能力の不十分な方の意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業を活用し、適切な支援をしていきます。
- ・生きがいの場の創出や支援を行います。
- ・認知症になっても、障がいがあっても、一人ひとりの意思が尊重され、生きがいのある生活が送れるよう支援していきます。

（6）住みやすい環境の整備

（現状と課題）

高齢者や障がい者、小さな子どもがいる世帯を始め、すべての人が社会に参加できるよう、公共施設などにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備などが必要となっています。

（施策の方向）

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取組を推進します。

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

市の主な取組

住宅を必要とする者への支援	安全で地域の交流が図れる良好な居住環境の確保を目的とした愛媛県の実施する住宅セーフティネット制度の利用促進を目指します。
公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの考えに基づき、住民のニーズを踏まえた道路や施設のバリアフリー化及び利用者への意識啓発を図ります。すべての利用者に配慮し、公共的施設等におけるバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの導入促進を図ります。